6月県議会一般質問

H30.6.27 井原 寿加子

昨年来、森友・加計学園の問題を巡って、政治と行政のあり方が根本的に問われています。お友達や有力な支援者の特別な便宜を図るために、政治が圧力をかけ行政をねじ曲げてしまうことは、行政の公正・公平な執行を妨げ、税金の無駄遣いにつながり到底許されるものではありません。まして、そうした事実を隠蔽するために、公文書を廃棄、改ざんするなどということは論外です。

特に今回は、国のトップである首相やその夫人が絡んでいるのではないかという疑惑が一向に晴れず、国民の間に政治に対する不信感が大きく広がっています。

「瓜田に靴を納れず、李下に冠を正さず」

私たち県政に関わる者にとっても、まさに他山の石として、県民から疑いの目を向けられないよう自らを戒める必要があります。

そうした観点も含めて、現在の県政が抱える課題について順次質問いたします。

1. 公平・公正な政治について

政治の不正行為に対しては、もちろん、刑法の贈収賄罪が適用されます。国会議員を対象に少し要件を緩和した「あっせん利得処罰法」も制定されています。しかし、こうした規制には抜け道も多く、必ずしも効果を発揮していないのが現実です。

そこで、昨年の6月県議会の一般質問で、政治家から不当な働きかけがあった場合の 山口県の対応について質問したところ、

「平成19年に定めた、『一定の公職にある者等からの働きかけ等に対する県職員の対応要綱』に基づき、不当な働きかけ等があった場合、記録を作成し、知事に報告することとしているが、これまで該当はない」との答弁でした。

なるほどそこには、国会議員や県会議員、各種団体の役員等から不当な働きかけがあった場合の対処方針が明確に記載されており、これが十分に実施されれば問題ないと思います。しかし、10年も経つのにこの要綱に該当する事例が1件もないというのは、いかにも不自然であり、どこかに問題があるのではないかと思います。

以下、疑問点などについて質問しながら、この要綱がより有効に機能するよう、仕組 みの見直しに関する政策提言もしたいと思います。

まず、こうした要綱ができるにはそれなりの背景があったのではないかと思いますが、その経緯を教えて下さい。また、この要綱の趣旨に、「職員の公正な職務執行を確保し、県政運営の公平性及び透明性を高めるため」とありますが、10年間運用してみて、その目的はどの程度達成されているとお考えなのでしょうか、お尋ねいたします。

次に、この要綱によれば、外部からの働きかけが不当かどうかの判断は職員に委ねられていますが、政治家等との関係を考えればその判断が難しい場合もあり、そうしたことが、報告が上がってこない一つの要因になっているのではないかと思われますが、いかがお考えでしょうか。

もう少し具体的にお聞きいたします。私も、地域住民の様々な要望を受けて、たびたび出先の岩国土木建築事務所や農林水産事務所などに出かけます。また、本庁に直接電話することもあります。そのたびに、誠実に丁寧に対応していただいており、職員の方には大変感謝しております。こうした案件については、どのように処理され、記録されているのでしょうか。

また、道路や災害対策など、実現が困難な場合もあり、住民の方と一緒に何度も要望する場合もありますが、そうした場合には、この要綱の第2条第4項の繰り返し要求する行為に該当するのでしょうか。

次に、公文書の管理・保管についてお聞きいたします。

昨年来、財務省や防衛省における公文書の隠蔽、廃棄、改ざんなどが大きな問題になりました。そこで、昨年6月議会で、山口県における公文書の管理についての質問には、「文書の種類ごとに保存期間を定め、その期間を経過した公文書は、歴史的資料等を除き、廃棄する」との答弁がありました。

抽象的な答弁でしたので、少し具体的にお聞きいたします。

例えば、上関原発の公有水面埋め立て免許の延長に関する中電とのやり取り、愛宕山の売却に関する国や市とのやり取り、そして、最近の空母艦載機の FCLP や CQ の実施に関する国からの説明とその際のやり取りなどは、どこに分類され、保存期間は何年になるのでしょうか。

公文書は、県政の歴史そのものであり、県民の重要な財産だと思います。

昨年の答弁では、歴史的資料は廃棄しないとされていますが、どのような基準で選別するのでしょうか、これまでどのような資料がどの程度残されているのでしょうか。また県民は自由に閲覧することができるのですか、教えて下さい。

2. 米軍岩国基地問題

(1)艦載機移駐後の騒音被害

3月までに空母艦載機約60機の移駐が完了し、その後6月初めに空母が出港するまでの2ヶ月間の騒音は、私たちにとっても、想像を超えるもの、これまでとは明らかにレベルが違う異常なものでした。空全体を覆い、圧迫するように轟くその音は、騒音という言葉では表現できない、まさに「轟音」と呼ぶべきものです。

そこで、まず、騒音の客観的データについてお伺いいたします。

国や県、市の騒音測定器が設置されていますが、基地周辺の旭町、車町、川口町、尾津町、由宇町など主な地点の騒音発生回数について、4月と5月の月間の回数、1日の騒音発生回数のうち特に多いものに関してその日付と数値の概略をお示し下さい。また、この間に岩国市に寄せられた苦情件数も教えて下さい。

(2)訓練の内容

艦載機の訓練として、まず4月に事前集中訓練、5月に入って硫黄島での空母艦載機 着陸訓練(FCLP)、そして最終的に空母の甲板を使って行われる空母着艦資格取得訓練 (CQ)が実施されたようです。そこで、それぞれの訓練の実態についてお聞きいたしま す。

まず、事前集中訓練についてお尋ねいたします。

私は、基地の北西1キロあまりに住んでいますが、4月に入り連日連夜あまりにも激しい音がするので、暗くなってから何度か、滑走路近くまででかけてみました。南側から進入してきた艦載機が、滑走路の真上まで降下すると、突然機首を上げエンジンを全開にしてものすごい轟音をあげながら急上昇していく、そうした訓練が連続して行われていました。以前、岩国で実際に行われたことがある NLP に匹敵するものであり、到底市民生活と共存できるものではないと実感しました。この事前集中訓練の内容、実施期間、騒音被害の状況などを教えて下さい。

次に、FCLP についてお尋ねいたします。当初、5月3日から13日までとされていましたが、途中で何度か延長され最終的には下旬頃まで行われていたようです。延長された理由は何でしょうか。また、今回も岩国基地が10日から13日まで予備基地に指定されました。山口県は、艦載機の移駐受け入れにあたって、「FCLPの実施は認められない」としており、その言を貫くとすれば、毎回の予備基地の指定も返上すべきであり、今後どのように対応されるのでしょうか、お答えください。

最後に、CQ についてお聞きいたします。国からの突然の通知で、5月中・下旬に4日間程度、岩国を拠点に九州沖の空母を利用して CQ が行われると知り驚きました。初めての経験で正直どんな訓練かわからず心配でしたので、やはり滑走路の近くまで出かけて観察しました。2機が連続して飛び立ち、上昇しながら旋回し南の方へ向かう、7~8分間隔でそれが繰り返され、夜の11時近くまで轟音が響いていました。空母からの帰還は深夜に及ぶこともあり、深刻な被害をもたらすものであることを改めて認識しました。今回の CQ の訓練内容、実施期間、騒音被害などその実態についてご説明下さい。

(3) 岩国日米協議会の確認事項の見直し

艦載機の移駐により、岩国基地は大きく変貌し深刻な被害が生じています。新しい事態に対応した基地の運用ルールである岩国日米協議会の確認事項の見直しが不可欠だと思います

先の2月議会で同趣旨の質問をしましたら、岩国市の意向を踏まえて検討するとの答弁でした。今後、いつ頃、どのような手順を踏んで開催することになるのか、お伺いいたします。県も協議会の重要なメンバーであり、岩国市の意向にこだわらず開催に向けて主体的に努力すべきだと思いますがいかがでしょうか。

(4)艦載機移駐に伴う人員の増加

最近、市内でYやAナンバーの車をよくみかけるようになり、出会うと思わず車間距離を取ってしまいます。歩いたりジョギングする姿も目につきますし、米軍関係者がかなり増加しています。

艦載機の移駐に伴い、家族や軍属なども含めて約4,000人が岩国に移り住むと聞いていますが、移転はどの程度進んでいるのですか。基地司令官によると、愛宕山の米軍住宅には、約260戸のうち40戸程度しか入居していないと報道されていましたが、それは事実でしょうか。

また、最近基地外に居住する者も増えており、同じく基地司令官によると570世帯が基地外に住んでいるとの報道がありましたが、これも事実でしょうか。

これだけ米軍関係者の人数が増えてくると、それに応じて事件・事故の件数も増加することが予想されます。最近1年間の米軍関係者による犯罪や交通事故の発生件数を教えて下さい。

(5) 県再編交付金の使い方

先般、岩国市等から武道館建設の要請が知事に行われました。本決まりになれば、これにも再編交付金が使われるのでしょうか、まずお聞きいたします。

艦載機による新たな轟音被害に基地周辺住民は大きな不安を抱え苦しんでいます。一刻も早くその被害の実態を調査し、必要な対策を取ることこそ、行政の今やるべきことだと思います。

それにもかかわらず、国による NHK 受信料補助金の打切りには何らの積極的な対応がなされず、一方で、再編交付金を使って、錦帯橋空港の施設整備や清流線の新駅の建設

などの事業が次々に実施されています。いくら立派な施設ができても、基地周辺住民の 苦しみがなくなるわけではありません。

これまで繰り返し一般質問で取り上げてきましたが、再編交付金の使い方には、問題があると思います。基地周辺住民の安心・安全な生活を守るために優先的に使うという 基準を早急に作るべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

3. 学校図書館の充実と司書の役割について

私は、これまで何度か学校図書館の充実について質問をしてまいりました。 その間には、平成26年に学校図書館法の一部が改正され、学校司書が法制化されました。学校司書は図書館を運営し、図書館サービスによって生徒や教職員に資料を提供します。これは生徒の読書活動だけでなく、授業支援をし、学習内容を深める大切な仕事だと思います。本県の学校司書の配置状況の推移を見てみると、確かに2014年~2018年では配置人数が増加し、学校司書の必要性が認識されてきたと評価することもできます。しかし、学校司書という言葉の解釈に、県教委と私の間には乖離があるように思われてなりません。

学校司書とは、学校図書館のすべての運営を担当するもので、業務を行うためには専門的知識や技能、経験が必要であり、授業支援や学習内容に興味を持たせるための資料の紹介などを行うのが大切な職務であると私は思いますが、県教委の学校司書の専門性の定義を教えてください。図書の貸出しや購入・廃棄、資料の整理が職務だとお考えなのでしょうか。

探究科が新設され SGH (スーパーグローバルハイスクール) や SSH (スーパーサイエンスハイスクール) に指定されている県立宇部高校の図書室を 5 月に見学させていただきました。校長先生はじめ司書教諭の方々から図書室の利用状況や貸出し冊数、学校司書・司書教諭の在室時間等について丁寧な説明を受けました。しかし、図書室に案内されて驚いたのは、私の高校時代と変わらない全集や百科事典が並び、もう何年もその棚から取り出されたことのないような湿っぽい本が図書室の棚の大部分を占めていたことです。古い本の倉庫であるという印象しか受けませんでした。さらに平成 2 9 年度の 1 日の平均入館者数は 1 9人、貸出し冊数は約 3 冊、放課後にもかかわらず図書室には生徒が 1 人もいませんでした。利用に関するこれらの数字を見ても、館内の蔵書構成から考えても、以前議会で答弁された「日常的に機能している」という実態はないと思いますが、どのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

学校の説明の中で、司書教諭は、担当授業時間を軽減してもらい、図書室の仕事を兼務している事務職員とともに図書室の運営をしているということでした。お二方とも授業や事務作業など忙しい中、図書室での工夫を凝らした努力は伝わってきましたが、宇部高校の図書室のさみしい現状は職員に原因があるのではなく、県教委の学校図書館施策に起因していると思いました。学校司書の100%設置を目指しておられると、これまでの議会でも答弁されていますが、学校司書は忙しさの中で片手間にできる仕事ではありませんし、100%設置と謳われてもただの数合わせにしかすぎません。専任・正規・資格が必須だと思われますが、県教委はどのようにお考えでしょうか、お答えください。

中国 5 県の中でも、鳥取県や岡山県などでは、司書資格を持った学校司書が専任で配置され、大変先進的な取り組みが行われています。先日岡山県から来られた学校司書の講演を聞く機会を得ました。講演後の質疑の場で、ある教諭から「山口県では、岡山のように資料提供のアドバイスをしてくれる司書がいなくて、図書館の資料を使った授業ができなかった」と悲しい現実を聞かされました。アクティブラーニングなどに重きが

置かれ始めている今こそ、学校図書館の果たす役割は一層重要になると思われます。県 教委では、これまでのスタンスでよいとお考えなのでしょうか、お伺いいたします。

(再質問)

1. 公平・公正な政治について

実は、私は、不当な働きかけを防止するためのこんないいい制度があるとは知りませんでした。知っていれば、私も、いろいろ職員の方にお願いするときに、やはり注意したと思いますし、自ずからブレーキもかかると思います。

しかし、どんなにいい制度であっても使われなければ意味がありません。 そこで、提案です。

外部からの働きかけや要望などがあった場合には、職員の方も私たちも悩むことがないよう、不当か否かを問わずすべて組織として適切に対応し、その処理の過程を文書に記録し、必要な場合には後から検証できるようにしておく、そうした仕組みを作るべきだと思います。そうすれば、森友や加計のような問題は起こらないと思いますが、いかがお考えでしょうか。

公文書の記録・保管に関連して、電子決裁についてお聞きいたします。

先日の報道によると、政府は、7月にまとめる公文書管理の改革案に、電子決裁システムへの移行促進が盛り込まれる予定であるとのことですが、山口県における現状と今後の計画を教えて下さい。

2. 米軍岩国基地問題について

(1) 4月、5月の騒音状況について

最近の騒音状況や苦情件数は、いずれも過去最高水準にあります。

また、広島高裁に係属中の岩国爆音訴訟でも、先月の原告陳述で何人もの方が、滑走路の沖合移設前と比べても一段と悪化していることは明白であると証言しています。 滑走路の沖合移設前と比べても大きく悪化していると思われます。

「艦載機の移駐により、沖合移設前と比べて騒音はそれほど悪化しない」というのが、 県として移駐を受け入れる前提だった思いますが、最近の状況をどのように評価し、 また今後どのような対応を取るのか教えて下さい。

(2) 事前集中訓練について

事前集中訓練は、1ヶ月間に渡って昼夜を問わずタッチアンドゴーを繰り返し、従来厚木基地周辺でも深刻な被害をもたらしてきたことで知られています。今回実際に経験してみて、とても市民生活と共存できるものではないということがよくわかりました。FCLPは騒音がひどくて認められないというのが県の基本姿勢だとすれば、それに匹敵する事前集中訓練にも反対しなければ筋が通りません。県としては、どのように認識し対応するつもりですか、お答え下さい。

(3) FCLP について

これまで、県と岩国市は、予備基地に指定しないよう国とアメリカ軍に対して繰り返 し要請してきましたが、いつもゼロ回答でした。今後もこうした状態が続くとすれば、 悪天候などの場合に、いつか岩国で FCLP が実施される可能性があると思います。そんなことになったら、県としてどのように対応するお考えですか、お聞かせ下さい。

(4) CQ について

CQ の岩国実施は当初から決まっていたのでしょうか。それとも、当初はこれまで通り 房総沖などで実施することになっていたのが急に九州沖になったのでしょうか。前者で あれば、移駐に関する重要な内容に関する事前説明がなかったことになります。後者で あれば、その経緯などを確認すべきです。いずれにしても、毎回行われる深刻な騒音被 害を伴う重要な訓練であり、その訓練の実態を把握し、被害軽減の措置を取るよう要請 すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

(5) 米軍関係者の増加について

最近、気になることがありました。「左折禁止のところを平気で曲がり、一方通行を 逆進来て正面衝突しそうになった、交通ルールを無視するので怖い」と知人から訴えが ありました。私も経験がありますが、左側に慣れた者が右側通行を運転すると曲がると きに誤って反対車線に入ることがあります。また、左折はいつも可能とされている国も あります。彼らが日本の交通ルールをどこまで知っているのか心配になります。

先日の報道によると、米軍関係者を対象とした安全運転講習会が開かれたとのことですが、大勢の米軍関係者が移り住む中で、交通教育などはどのように行われているのでしょうか。

3. 司書の役割について

学校司書の職務についてもう一度お伺いいたします。平成24年の議会で答弁された図書の貸出し、返却、蔵書の整理、登録、図書の照会、この見解は変わっていないのでしょうか?

県立高校の学校司書のうち、司書資格を持っている人の割合は何人中何人でしょうか。 教えてください。

昨年2月議会で私が質問したことに対する議事録がありますがこの答弁を添付した昨年3月14日付で県教委から県立学校に出された通知がここにあります。その内容は、2会で「学校司書の100%配置を目指す」と答弁したので、 1. 事務職員が専ら学校図書館の職務に従事できる事務執行体制を整備すること 2. 学校司書業務を兼務する事務職員の位置づけを行う 3. 学校司書への研修を行うこと の3点について確実に取り組むこと、となっています。私が本質問で乖離があると言ったのは、学校司書の専門性についてはまったく触れられておらず、県教委の取組はただ100%配置という、内容は度外視した数合わせとしか思えないからです。この通知は、学校司書の専門性と専任の必要性を否定しているとしか思えません。今の体制で、これまで答弁されたように十分機能しているとの認識でしょうか。

この通知の中に、事務職員が「専ら学校図書館の職務に従事」できるよう事務体制を整備するとありますが、この専らの職務50%以上という根拠は何に基づいたものでしょうか、お尋ねいたします。

(再々質問)

1. 騒音問題について

この2ヶ月の状況を見れば、沖合移設前と比べても、格段に騒音が悪化していることは明らかであり、市民なら、誰でもそう思っています。県の認識は甘いと思います。知事はじめ、担当の部課長さんたちの中で、実際に艦載機の轟音を体験された方はいらっしゃいますか。もしまだでしたら、ぜひ一度体験してみて下さい。机上の数字では決してわからないその音の凄まじさを肌で感じられると思います。

住民の日々の生活が破壊されており、一刻も猶予はなりません。早急に被害の実態を 把握し、必要な対策を取るべきだと思いますが、いかがでしょうか。

2. 事前集中訓練について

艦載機の訓練は、市民生活と共存できないことは明確です。その元凶である事前集中 訓練については、他への訓練移転も含めて、訓練回数の削減などの抜本的な対策を講じ るよう厳しく交渉すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

3. FCLP について

このままでは、いつか岩国で FCLP が実施されます。

ただ、同じ要請を繰り返すのではなく、一歩踏み込んで「予備基地指定の返上」という形で、FCLPは認めないという強い意志を示すべきではありませんか。

4. 図書館司書について要望をしておきます。

県立学校の図書館司書のうち司書資格を持っているのは、62人中たった4人だそうで、驚きました。これでは、いわゆるリファレンスの職務には到底応じられないと思います。今後、是非専門正規の司書を配置していただけますよう、よろしくお願いいたします。

以上